審査基準

令和7年3月24日作成

法 令 名:道路交通法

根 拠 条 項:第104条の4第3項

処 分 の 概 要:申出による免許の付与

原権者(委任先):徳島県公安委員会

法 令 の 定 め:道路交通法第104条の4第1項及び第2項(申請による取消し)、

第106条の3第2項(免許証の返納等)第106条の4第2項(免許情

報記録の抹消等)

道路交通法施行令第39条の2の3 (申請による取消しの際に受けることができる免許の種類)、第39条の2の4 (申請による取消しの基準)

道路交通法施行規則第30条の7 (取消しの申請等)

審 査 基 準:

(判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。)

標準処理期間: 申出の当日中

申 請 先:徳島県公安委員会(警察本部交通部運転免許課)

問い合わせ先:警察本部交通部運転免許課(088-699-0110)

備 考: